

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年7月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）川崎駅西口大宮町E-1街区住宅開発計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

- ・東京建物株式会社
取締役社長 南 敬介
東京都中央区八重洲一丁目9番9号
- ・株式会社ジェイアール東日本都市開発
代表取締役社長 力村 周一郎
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- ・東日本旅客鉄道株式会社
東京工事事務所長 伊藤 泰司
東京都渋谷区代々木二丁目2番6号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）川崎駅西口大宮町E-1街区住宅開発計画

（2）種類

高層建築物の新設（第2種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区大宮町28番2 他

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の建設

（2）内容

ア 計画敷地面積

5,404.70m²

イ 主要用途	共同住宅
ウ 主要構造	RC造
エ 容積対象床面積（容積率）	29,725.80m ² （550.0%）
オ 延床面積	44,891.34m ²
カ 建物規模（最高高さ）	地下1階、地上34階、塔屋1階 （120.0m）
キ 建築面積	3,353.65m ²
ク 建ぺい率	62.0%
ケ 計画戸数	377戸
コ 計画人口	1,151人
サ 駐車場台数	181台
シ 駐輪場台数	754台

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成18年 4月

完了予定：平成20年12月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

（1）期 間

平成17年7月28日（木）から平成17年8月26日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

（2）場 所

川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、幸区役所、中原区役所、本庁（環境局環境評価室）

横浜市：鶴見区役所、港北区役所、横浜市役所（環境創造局環境影響評価課）

（3）時 間

午前8時30分から午後5時まで

（横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで）